

1 GHQに影響を与えた憲法草案

「日本国憲法」については、GHQもしくはアメリカの押しつけ憲法であるとの話をよく聞く。しかし、日本の在野の研究会である憲法研究会案が、GHQ草案のモデルとされており、またGHQ草案も国会の審議を経て公布、施行されているのであるから、

押しつけ憲法であるとの主張は必ずしも正しいとはいえない。

その憲法研究会案を中心となって作成したのが、後に静岡大学教授となった鈴木安蔵^{すずきやすぞう}であった。鈴木安蔵は自由民権運動の研究者であり、特に植木枝盛^{うえきえもり}の私擬憲法を研究していた人物である。

〈史料1〉は憲法研究会案の初めの部分であるが、このように「国民主権の原則」と「儀礼的代表としての天皇」規定が含まれていたのは、植木枝盛研究の成果であるといわれる。ここにあるように、第一項で国民主権を宣言すれば、明治憲法で「統治権を総攬す」と規定されていた天皇は、「主権」の外に追いやられる。さらに第二項によって国政に関係しないことを明確にし、第三項でだめ押しをするという周到に考えられたものである。

なお、日本国憲法公布60周年にあたる2006（平成18）年に、鈴木安蔵を描いた映画「日本の青空」の制作が開始され、2007年に完成し、公開された。

近年GHQの総司令部関係資料の研究において、民政局将校が植木枝盛などの自由民権運動に関心を持っていたようだという見解がある。

通説では鈴木安蔵起草の憲法研究会案が、GHQ草案起草時のモデルとなることで、民権運動の憲法案が現行憲法に反映されているとされる。しかし、実際に民政局将校が植木案などを独自に参考にしていることも考えられるようである。

2 庶民大学三島教室の挑戦

戦争が終わり、明るく自由な社会になったことで、人々の間にも新しい文化国家をつくるという理想に燃えた活動が始まっていた。知識人たちは戦前の学問のあり方を自ら問い、学問が庶民によって試され、鍛えられることが必要と考えていたために、そのような場を

〈史料1〉
憲法草案要綱

〔中略〕

根本原則（統治権）

- 一、日本国の統治権は日本国民より発す
- 一、天皇は国政を親らせず国政の一切の最高責任者は内閣とす
- 一、天皇は国民の委任により専ら国家的儀礼を司る
- 一、天皇の即位は議会の承認を経るものとす
- 一、摂政を置くは議会の議決による

〔後略〕

（国立国会図書館HP 電子展示会「日本国憲法の誕生」）

〈史料2〉（庶民大学三島教室創立宣言）

昭20

（庶民大学通信「創刊号」）

〔前略〕

組織と運営

「庶民大学三島教室」はかくして生れた。その成立は本来に自然発生的なものと言つてよい。真理を愛好し、合理的な生活を自ら創造しようと思ふすべての人のために、その人々の手によつて維持される、真に自由な学校である。だからその志ある人は、学歴、年齢、職業をとはず誰でも入学できる。事務所に葉書或は口頭で住所、氏名を知らせれば、毎月通信を受け、講義の題目や日時を知ることができる。自分のき、たい講義にだけ出席し、その講義だけの聴講料を支払へばよい。講義は聴講者の希望によつて、常に民衆の生活に根ざした問題がとりあげられ、容易に理解し得る言葉で語られるが、日本の学問の最高水準たることを失はない。教室の経営、講義題目および講師の選択、通信の編輯等はすべて聴講者のなかから選びだされた「維持委員会」の手で運営される。

このやうな学校がいままで一つでも日本にあつたであらうか。我々の手で、我々のための研究の場所を創造すること、これが学問の民主主義化の第一歩であり、学問の民主主義化があつて始めて、真実の民主主義政治が確立されるのである。〔後略〕

（静岡県史「資料編21近現代6 946頁」）

求めていた。そこで大衆の知識に対する強い欲求と「学問の民衆化」をめざしていた知識人の情熱が結びつき、全国各地で様々な教育文化運動が燃え上がるのである。

〈史料2〉は、同時期に京都人文学園、鎌倉アカデミア、尾道市青年講座などと並ぶ教育文化運動の代表的事例の一つとされる、庶民大学三島教室の創立宣言である。

労働者教育のリーダーであった木部達二^{きべたつじ}の呼びかけに、三島商業の教員であった酒井郁造^{さかいいくぞう}らが中心となり、1946（昭和21）年2月2日に開校式が行われた。講義は2月5日に中村哲^{なかむらてつ}の「生活上の『デモクラシー』」から始まった。1946年5月現在の会員は215人、そのうち女性は61人である。中心人物であった木部の病死により幕を閉じた1948年6月までのわずか2年ほどの間に、丸山真男^{まるやままさお}、中村哲^{なかむらてつ}、中野好夫^{なかのよしお}ら100人近い講師と、延べ5,000人に及ぶ聴講生が参加したことからも、人々の知識への情熱を感じることができよう。ただし、中心人物の死去により幕を閉じたということは、それを引き継ぐ人物が育っていなかったということであり、実際には講師と聴講生の間に認識の差が存在していたと考えられる。これが当時の限界だったといえよう。

3 「上からの民主主義」と課題

1946（昭和21）年11月3日「日本国憲法」が公布され、翌年5月3日に施行された。国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三大原則から成り立っており、日本国憲法が施行されることで、「戦後民主主義」が成立したとされた。しかし、その制定過程において国民が憲法について議論し、意見を反映させることはほとんどできなかった。〈史料3〉は駿東郡から出ているものだが、これは戦前の命令系統によるものであるため、国の命令が県に下り、県から郡へ、郡から町村へという流れのもので、上からの命令である。このように、憲法制定後は、上から「新憲法精神普及徹底の全県民運動」を展開しなければならなかった。

このように知識人の考えた民主主義のしくみと、庶民の民主主義への理解には、かなりの差があった。民主主義の理念を「上」から伝えていくだけでは、「民主主義」は貫徹しないのであり、日本国憲法が公布・施行されただけでは、「戦後民主主義」は成立できなかった。

それから60年を経た今日、「民主主義」は実現できているだろうか。未だにきちんと「戦後民主主義」が成立していないのではないかと感じるのは筆者だけであろうか。

〈参考文献〉

久田邦明「敗戦直後の教育文化運動－庶民大学三島教室を中心として－」（『静岡県近代史研究』第6号）

川口和正「庶民大学三島教室の成立（一）、（二）－戦後初期自己教育運動における知識人と民衆－」（『静岡県近代史研究』第16、17号）

〔史料3〕（新憲法発布記念講演会実施につき駿東地方事務所長・町村長会長通知）
駿地総号外
昭和二十一年十一月十四日
御殿場町長殿
駿東地方事務所長
駿東郡町村長会長
〔印〕

新憲法発布記念講演会実施に関する件
平和日本再建の礎たる新憲法は去る十一月三日に公布せられました。この新憲法精神普及徹底には国民挙げて努力し、真に国民の一人一人まで浸透して国民の生活に生され、我国民主政治実現に邁進しなければならぬ。
ついでには今回新憲法発布を契機として真に有効適切な新憲法精神普及徹底の全県民運動を展開し、以つてこれが成果を期する為、左記日程に依つて新憲法精神と審議経過報告記念講演会を開催いたすことになりましたから、貴管下関係者多数聴講せらるゝ様御手配の程願います。（後略）

（『静岡県史』資料編21近現代六 46頁）